

バリアフリー新法のしくみ

基本方針の策定	国土交通大臣は法律に基づき移動等の円滑化の目標、そのために講ずべき措置について基本的な事項について定めています。
関係者の責務	国、地方公共団体、各施設の設置管理者等、国民の果たすべき責務について定めています。
基準に適合する義務	施設の設置管理者等は一定の要件の施設について、国で定められた移動等円滑化基準に適合させる義務（新設時）又は努力義務（既存施設）があると定めています。
重点整備地区における整備の推進	市町村は、重点整備地区を定めて移動等円滑化基準に関する基本的構想を作成することができるように定めています。

アンケート調査の結果

主にJR日根野駅周辺に居住する高齢者及び障害者等の方々に対して、バリアフリーに関するアンケート調査を実施しました。そのうち、主要なものの結果についてご報告いたします。

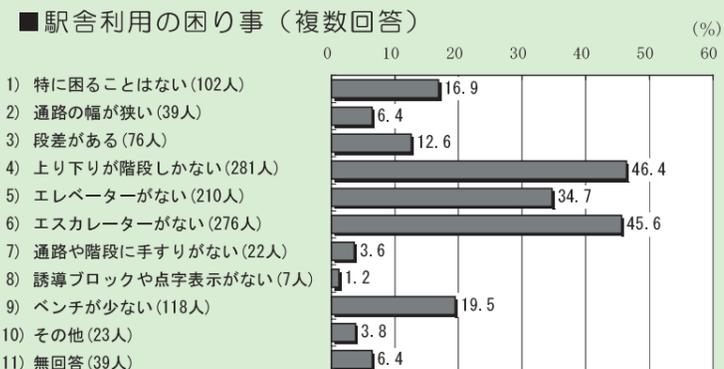
調査期間
平成19年8月～9月

調査方法
郵送及び各団体を通じて配布・回収

回収結果
配布数 680票
有効回収数 608票
(有効回収率 89%)

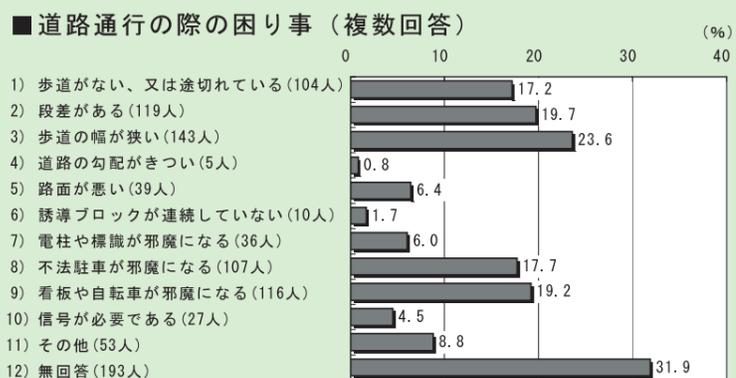
(1) JR日根野駅舎利用について

駅舎利用については、「上り下りが階段しかない」「エレベーターがない」「エスカレーターがない」など垂直移動のしにくさをあげる方が多くなっています。

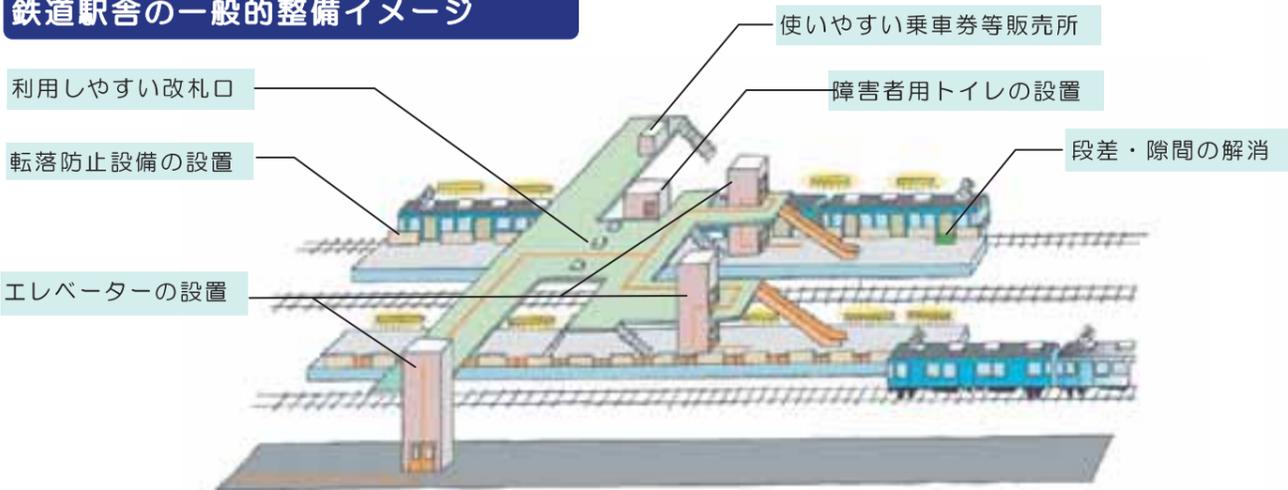


(2) 道路の通行について

道路の通行については、「歩道の幅が狭い」「段差がある」「歩道がなかったり、途中で途切れている」など歩道についての困り事をあげる方が多くなっています。



鉄道駅舎の一般的整備イメージ



泉佐野市 都市整備部 都市計画課

〒598-8550 大阪府泉佐野市市場東1丁目295-3
TEL: 072-463-1212 FAX: 072-464-9314

平成20年3月発行

泉佐野市バリアフリー基本構想 (JR日根野駅周辺地区) 【概要版】

我が国では、他に例を見ない急速なスピードで高齢化が進んでおり、2015年には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎えます。また、高齢者や障害のある方なども含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自立した生活を営むことができるための施策が求められています。

このような背景のなか、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が平成18年12月に施行され、泉佐野市ではこの法律に基づき、JR日根野駅を中心とした地区においてバリアフリー基本構想を策定いたしました。



高齢者、障害者等が物理的、社会的、制度的、心理的、情動的な障害のない日常生活を送れるバリアフリーなまちづくり

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくり

市民、事業者、市等の協働によって段階的かつ継続的に発展していくスパイラルアップのまちづくり

あらゆるバリアのない



泉佐野をめざして



泉佐野市

気がついて あなたは決して 独りじゃない

(平成19年度 人権標語市内中学校生徒作品)

整備の基本的な考え方と整備内容

本基本構想の目標年次は基本的に国の基本方針（平成18年12月15日）に基づき、平成22年（2010年）とします。しかし、平成22年までには、あと3年しかないと、本市においても個々の施設により整備条件が異なることから、右に示すような3つの整備時期を設定します。

整備時期の区分		整備時期の内容
時期 A	平成22年までに完了するもの	
時期 B	平成22年までに着手するもの	
時期 C	平成23年以降に着手するもの	

公共交通特定事業（JR日根野駅舎）

箇所等	整備内容	事業者	整備時期
改札外	移動経路	エレベーター等の設置	市 B
	誘案内、情報施設	視覚障害者誘導用ブロックの整備	" B
		ピクトグラム、点字等による案内表示の充実	" B
改札内	移動経路	エレベーター等の設置	JR・市 B
	トイレ	多機能トイレの新設	" B
	誘案内、情報施設	既設トイレの入口段差の解消	" C
券売機	視覚障害者誘導用ブロックの整備	" B	
	ピクトグラム、点字等による案内表示の充実	" B	
プラットフォーム	券売機の改良（みやすく改善・蹴込み部の設置）	JR C	
	ホーム終端の転落防止柵の設置	" A	
階段（連絡通路）	視覚障害者誘導用ブロックの整備（プラットフォーム縁端警告用内方標示ブロックを含む）の改善	" C	
	滑り止めの改修	" 整備済	
階段（出入口）	車いす利用者用呼び出しインターホンの取り付け位置の改良	" 整備済	
バリアフリー教育	職員へのバリアフリー教育・研修の継続実施	" A	

公共交通特定事業（バス等）

箇所等	整備内容	事業者	整備時期
バス車両	低床バスの導入（更新時導入）	南海ウイングバス南部	C
案内情報	バス案内標識の改良 〔文字を大きくするなどわかりやすい表記にする。〕	"	B
車内情報	バス乗降時や停留所の情報提供の充実	"	A
バリアフリー教育	職員へのバリアフリー教育・研修の継続実施	"	A

建築物特定事業

施設名（事業者）	整備内容	整備時期
泉佐野税務署	オストメイト対応洗浄器具の設置	整備済
	道路から建物出入口までの視覚障害者誘導用ブロックの改良	整備済
ジャスコ日根野店	道路から地下E出入口（JR日根野駅側）までの視覚障害者誘導用ブロックの改良	A
	オストメイト対応洗浄器具の設置	A
	車いす利用者用駐車場の増設	A
JA日根野駅前支店	車いす利用者用駐車場の設置	A
	建物主出入口及びATM出入口への段差の解消	C
	視覚障害者誘導用ブロックの設置	C
泉州銀行日根野支店	ATM出入口の扉を引き戸形式に変更	C
	車いす利用者用駐車場の設置	A
	視覚障害者誘導用ブロックの設置	A
紀陽銀行日根野支店	ATM出入口の拡幅及び扉を引き戸形式に変更	A
	道路と敷地との段差の解消	A
	車いす利用者用駐車場の設置	C
関西アーバン銀行日根野支店	視覚障害者誘導用ブロックの設置	C
	駐車場から建物出入口までの通路にある傾斜路に手摺りを設置	C
	ATM出入口の拡幅	C
日根野小学校	車いす利用者用駐車場の設置	A
	視覚障害者誘導用ブロックの設置	A
日根野中学校	敷地出入口から各棟まで及び各棟間の経路における段差の解消	C
	敷地出入口から各棟まで及び各棟間の経路における段差の解消	C

道路・交通安全特定事業

<生活関連経路>

A区間（JR日根野駅からジャスコ日根野店まで）

区間	起点	終点	整備内容	事業者	整備時期
⑤	④	③	車いす利用者用駐車スペース前の車止めの再配置	市	A
			視覚障害者誘導用ブロックの改良	"	A
③	②	①	交差点の改良	大阪府	A
			視覚障害者誘導用ブロックの整備	"	A
②	①	①	横断歩道の設置の検討	公安委員会	A
			歩道改良（水路敷きの改良・舗装面の改善）	市	A
①	①	①	転落防止柵の設置（交差点部）	"	A
			視覚障害者誘導用ブロックの整備	"	A
			電柱の移設の検討	管理者	A

<生活関連経路>

B区間（JR日根野駅からJA日根野駅前支店まで）

区間	起点	終点	整備内容	事業者	整備時期
⑤	⑥	⑥	おおむねバリアフリー基準が満たされています。	-	-

<準生活関連経路>

C区間（JR日根野駅から泉佐野税務署まで）

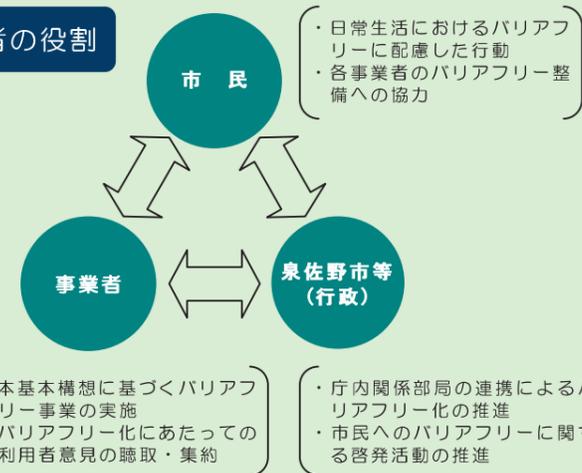
区間	起点	終点	整備内容	事業者	整備時期
⑤	⑦	⑦	グリーンベルトの改良	市	A
			車止めの改良	"	A
			視覚障害者誘導用ブロックの整備	"	A
			電柱の移設の検討	管理者	A
⑦	⑧	⑧	歩道改良（段差の解消・舗装面の改善）	大阪府	B
			視覚障害者誘導用ブロックの整備	"	B
			税務署前の横断歩道の設置の検討	公安委員会	B

<準生活関連経路>

D区間（JA日根野駅前支店から日根野小学校・日根野中学校まで）

区間	起点	終点	整備内容	事業者	整備時期
⑨	⑩	⑩	歩車分離施設の設置	市	B
			視覚障害者誘導用ブロックの整備	"	B
⑩	⑩	⑩	側溝の蓋の設置	"	B

関係者の役割



重点整備地区及び生活関連経路・生活関連施設



● 重点整備地区
重点整備地区は、「移動円滑化に係る事業」を重点的かつ一体的に推進すべき地区として設定するものです。

● 生活関連経路
生活関連施設を相互に結ぶ経路であって、移動等円滑化基準を既に満たしている経路、あるいは今後満たすように整備を行っていく経路のことです。

● 準生活関連経路
移動等円滑化基準を満たすような整備は当面困難ですが、生活関連経路に準ずる経路として位置付けることが必要な経路のことです。

● 生活関連施設
相当数の高齢者、障害者等が利用する施設のことであり、旅客施設、官公庁施設、文化教育施設、体育施設、保健・福祉・医療施設、商業施設等が対象となります。

